

果樹産地育成総合対策事業費補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日決裁
令和 3 年 3 月 31 日一部改正
令和 4 年 9 月 30 日一部改正

(趣旨)

- 第 1 条 県は、産地間競争に負けない果樹産地を育成するため、果樹産地育成総合対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日決裁）に基づき、別表 1 の 1 に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が実施する果樹産地育成総合対策事業（以下「補助事業」という。）に要する経費、及び別表 1 の 2 に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）が実施する補助事業に要する経費を市町村が補助する場合の当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第 2 条 補助金交付の対象となる事業、補助率等は、別表 2 に定めるところによる。
- なお、支払い方法については、事業の目的及び事業実施主体の性質上、必要に応じて概算払いができるものとする。

(申請書の様式)

- 第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。
- 2 規則第 4 条第 1 項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。
- 3 規則第 4 条第 1 項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(申請書の添付書類)

- 第 4 条 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

- 第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項に規定する知事の付した条件に従い、知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)後30日以内もしくは、事業実施年度の3月20日のいずれか早い期日とする。
- 3 実績報告書を提出するに当たって、第3条第3項ただし書きに該当した各事業実施主体において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号のとおりとする。

- 2 規則第14条の補助金の額の確定をするに当たっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間等)

第11条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由することとし、その提出部数は正副2部とする。

ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあっては、農林振興センターを経由せずに知事に提出できるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する契約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

別表 1 (第 1 条関係)

1	2
<p>市町村</p> <p>市町村の区域を越え、広域的な事業を実施する以下の組織</p> <p>農業協同組合</p> <p>農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあるもの)</p>	<p>農業協同組合</p> <p>農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあるもの)</p>

別表 2 (第 2 条及び第 5 条関係)

区 分	補 助 率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
果樹産地育成総合対策事業	当該補助事業費 又は間接補助事業費の 1 / 2 以内	20%を超える経費 の増減	1 間接補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止

様式第1号（第3条関係）

年度果樹産地育成総合対策事業費補助金交付申請書

発 第 号

年 月 日

埼玉県知事

申請者 市 町 村 長

（市町村以外の団体 にあつては、
所在地
団体名
代表者）

果樹産地育成総合対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、別添申請様式を添えて申請します。

別添 申請様式（様式第1号関係）

1 補助金交付申請（又は決定）額

円

2 補助事業等の目的及び内容（又は成果）

3 事業実施計画（又は実績）

事業内容	事業量 (単価、回数、面積等)	完了(予定) 年月日	事業費	負担区分			備考
				県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付書類

- (1) 実施設計書又は見積書の写し（実施報告書にあつては、出来高設計書又は納品書の 写し）
- (2) その他特に知事が必要と認めるもの（実施報告書にあつては、当該事業で購入した資材及び設置した施設の写真など）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。以下（5）（6）の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要に応じ記載する。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地： _____

事 業 者 名： _____

代表者職・氏名： _____

年度果樹産地育成総合対策事業費補助金交付決定通知書

発 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度果樹産地育成総合対策事業費補助金については、下記のとおり交付決定する。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付方法
- 3 交付条件
 - (1) 次の各号に掲げる場合は、知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分に把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - (4) 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付する場合は、次の条件を付さなければならない。
 - ア 間接補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、補助事業者の承認を受けなければならないこと。
 - (ア) 間接補助事業に要する経費の配分、又は事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - (イ) 間接補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - イ 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又

は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業者に報告してその指示を受けなければならないこと。

ウ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

エ ウの財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間は、補助事業者の承認を受けないで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならないこと。

オ エの補助事業者の承認を受けて、ウの財産を処分した場合において、当該処分により収入があった場合は、当該収入の全部、又は一部を補助事業者に納付しなければならないこと。

カ 間接補助事業者は、間接補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間整備保管しておかなければならないこと。

キ 知事が必要に応じて間接補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがあること。

(5) (4)により、補助事業者が付した条件に基づき、間接補助事業者から承認申請、又は報告があったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

また、財産処分に伴い、間接補助事業者から間接補助金の返納があった場合は、速やかに知事に報告して補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年度果樹産地育成総合対策事業費補助金
変更(中止・廃止)承認申請書

発 第 号
年 月 日

埼玉県知事

申請者 市 町 村 長

〔市町村以外の団体 にあつては、
所在地
団体名
代表者〕

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた
年度果樹産地育成総合対策事業費補助金について、変更(中止・廃止)承認を受けたいので申請します。

(注) 添付書類は、別添申請様式(様式第1号関係)に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「補助事業等の目的及び内容」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

年度埼玉県果樹産地育成総合対策事業実績報告書

発 第 号
年 月 日

埼玉県知事

申請者 市 町 村 長

〔市町村以外の団体 にあつては、
所在地
団体名
代表者〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県果樹産地育成総合対策事業が完了したので、補助金等の交付
手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

（注） 添付書類は、別添申請様式（様式第1号関係）に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「補助事業等の目的及び内容」を「成果」と書き換え、軽微な変更があつた場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第5号（第10条関係）

年度果樹産地育成総合対策事業費補助金交付額確定通知書

発 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした 年
度果樹産地育成総合対策事業費策補助金については、 年 月 日付け
第 号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規
則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |